平成２７年（フ）第１５８号
富山市明輪町１番242―301号　アパガーデンハイツ富山駅前
債務者　東山　忠男
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９１号
神奈川県横須賀市長井３丁目29番Ｄ―504号
債務者　齋藤　　守
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第４６７号
神奈川県足柄下郡湯河原町中央２丁目５番地３　サンヴェール湯河原Ｆ号
債務者　中田富美江
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４９１号
神奈川県小田原市飯泉47番地の１　205、前住所神奈川県小田原市扇町１丁目６番25号
債務者　佐藤　　進
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２５４号
青森県八戸市吹上２丁目20番16号
債務者　門ノ沢宏和
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４２４７号
大阪府摂津市正雀１丁目２番15―201号
債務者　西坂　美幸
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７２６号
大阪市西区新町２丁目11番３号　井上新町ビル　５Ｃ
債務者　井上つばさこと　井上　　翼（旧姓古坂）
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０６号
北海道川上郡弟子屈町鈴蘭６丁目２番29号
債務者　奥山なおみ
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月28日午前11時
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第９０３号
東京都町田市常盤町3601番地２
債務者　吉田　　勇
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１８１２号
横浜市青葉区千草台23番地１　千草ハイツ101
債務者　古澤　弘久
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８７１号
横浜市旭区中希望が丘104番地　カラサワビル401
債務者　酒井　信子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９２５号
神奈川県綾瀬市寺尾北４丁目10番11号
債務者　榛澤　道人
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９６４号
横浜市神奈川区菅田町330番地　サンコーポ岩野206号
債務者　込宮　寛之
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９９５号
神奈川県大和市大和東３丁目12番１号　メゾンベール壱番館202号
債務者　荒木トヨ子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０３４号
横浜市南区永田北２丁目54番24号　サンヴァレイ永田北202（住民票上の住所）
債務者　吉本　　恵（旧姓緑川）
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２号
岐阜県高山市冬頭町566番地４
債務者　長澤　和則
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月５日午後１時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係